

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月18日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市南区仁保沖町1番1号
氏名	MCMエネルギーサービス株式会社
	代表取締役社長 千明 勝郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-250-7600
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	MCMエネルギーサービス株式会社 本社エネルギーセンター
事業場の所在地	広島市南区仁保沖町1番1号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気業
②事業の規模	電気・蒸気の売上高209.1億円（前年度実績）
③従業員数	40名（当該事業場）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	石炭燃料の火力発電所 <pre>graph LR; A[石炭] --> B[ボイラー]; B --> C[電気集塵機]; C --> D[脱硫設備]; C --> E[石炭灰]; D --> E; E --> F[ばいじん(石炭灰)]; F --> G[産業廃棄物(再生利用)]; B --> H[蒸気タービン]; H --> I[G]; I --> J[電気]; H --> K[蒸気]; L[石炭に混入した石、水槽の砂等] --> M[減さい]; N[金属製配管や部品等] --> O[金属]; P[梱包用木材] --> Q[木材]; R[プラスチック容器等] --> S[プラスチック類]; T[ガラス容器等] --> U[ガラス];</pre>

現状:前年度(2023 年度) 実績量
計画:今年度(2024 年度) 計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	0.33	0.33									0.33	0.33			0.33	0.33				
紙くず																				
木くず	0.13	0.13									0.13	0.13			0.13	0.13				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.52	0.52									0.52	0.52			0.52	0.52				
鋳さい	0.70	0.70									0.70	0.70			0.70	0.70				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん	38,965.00	38,965.00									38,965.00	38,965.00			38,965.00	38,965.00				
合計	38,966.68	38,966.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	38,966.68	38,966.68	0.00	0.00	38,966.68	38,966.68	0.00	0.00	0.00	0.00

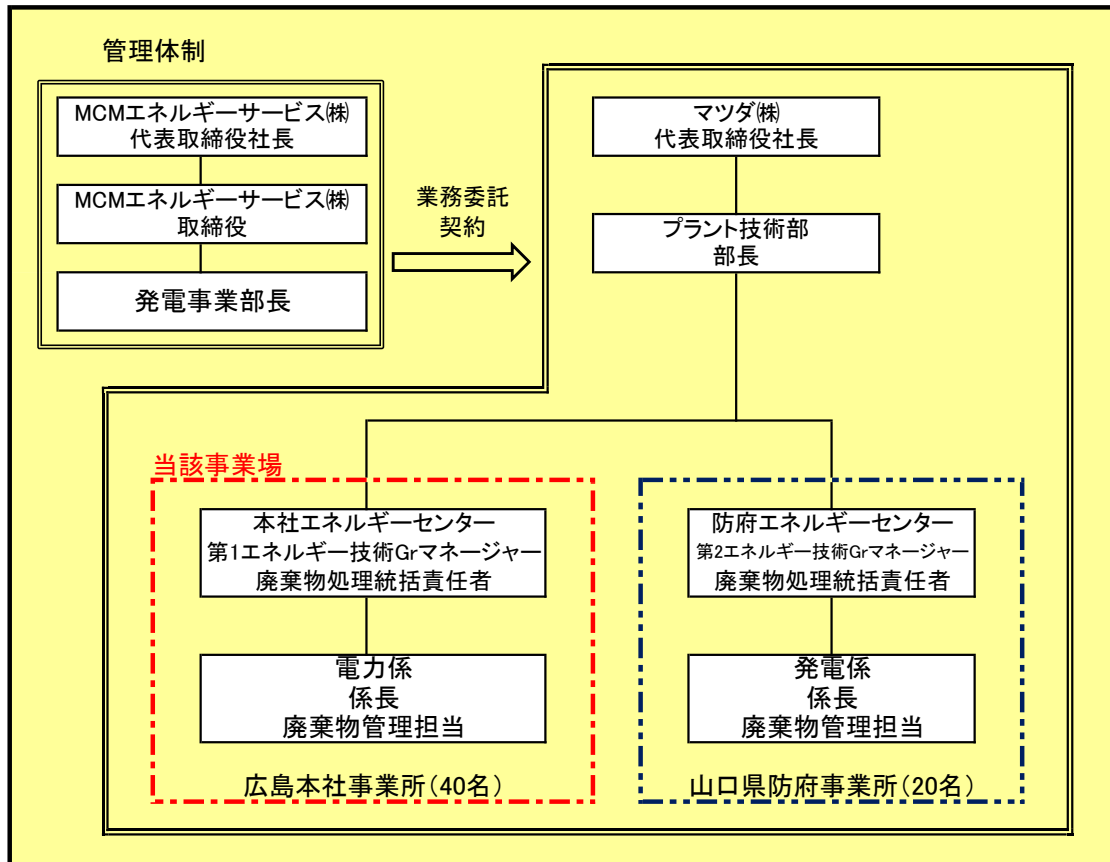
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・ 使用済潤滑油等の廃油を廃棄物ではなく、有価物として燃料化している。 ・ ばいじんである石炭灰の排出を少なくするため、灰分の少ない石炭を選定する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・ 鉱さいで処分している石炭の混入石については、納入先に混入が無いように働きかける。 ・ 引き続き灰分の少ない石炭購入に努め、ばいじんの排出量を抑制する。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	・ ばいじんは密閉の専用タンクに、鉱さいは囲った専用置場に、プラスチック、金属、木材、ガラスは専用の入れ物で分別保管している。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・ 現行通り、廃棄物の種類別に分別保管していく。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら再生利用していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	自ら再生利用することは予定していない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら中間処理していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	自ら中間処理することは予定していない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	埋立処分及び海洋投入処分は実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後共埋立処分及び海洋投入処分は予定していない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	廃棄物の殆どが石炭灰であるばいじんであり、全量セメント原料としてセメント会社に再生利用を委託している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	石炭灰であるばいじんの有効利用を拡大するため、建材原料等他の再生利用委託を検討していく。